

平成30年8月中に海難審判所で言い渡された裁決が、ホームページに掲載されました。(H 30.10)

	地方海難審判所(全国8か所) 21件
事件種類(件)	衝突5, 乗揚5, 衝突(単)4, 施設等損傷2, 死傷等2, 運航阻害, 遭難及び行方不明各1
関係船舶(隻)	漁船9, 貨物船5, モーターボート4, 遊漁船3, 漁業実習船, 油送船, 引船, 交通船及び監視船各1

平成30年8月中に言い渡された裁決21件のうち、1件[外国籍貨物船の岸壁衝突事件:横浜地方海難審判所]の概要をご紹介します。

公表された裁決書をもとに当協会の責任で編集しましたので、ご参考にしてください。

(中央の審判所(東京)で言い渡された裁決はありませんでした。)

なお、詳細は海難審判所のホームページでご確認願います。

http://www.mlit.go.jp/jmat/saiketsu/saiketsu_kako/30nen/3yh/yh3008/30yh011.pdf

ちなみに、海難審判所(東京)に地域管轄はなく、以下の**重大な海難**を対象としています。

重大な海難(海難審判法施行規則第5条)

- 1 旅客が死亡若しくは行方不明となった場合、又は2人以上の旅客が重症となった場合
- 2 5人以上が死亡または行方不明となった場合
- 3 火災又は爆発によって船舶が運航不能となった場合
- 4 油等の流出によって環境に重大な影響を及ぼした場合
- 5 旅客船、100総トン以上の船舶が全損となった場合
- 6 特に重大な社会的影響を及ぼしたものとして海難審判所長が認めたもの

【海難の概要】 夜間、強風警報及び強風波浪警報が発表された状況下、A船(29,101トン)が、水先人のきょう導のもと着岸操船中、左舷船首が岸壁に衝突した。

【発生日時】 平成29年10月30日 17時11分少し前

【発生場所】 千葉県木更津港

【死傷者】 なし

【損傷等】 A船:左舷船首外板に破口等
岸壁:コンクリート欠損,防舷材脱落

《原因》 水先人が、船首が風に切り上がりながら着岸予定バースの手前の岸壁に接近する状況下、減速措置を十分にとらなかった。

《懲戒》

水先人:東京湾水先区一級水先人の業務を1箇月停止

《原因の背景》

水先人は、機関を微速力前進にかけ、5.5ノットの速力で君津水路を進行していたとき、強い北風を受け船首が切り上がりながら予定バース手前の岸壁に向首接近したが、5ノットの速力を保っていれば舵効を得て無難に着岸できるものと思い、機関を全速力後進にかけ左舷船尾のタグボートに船尾方へ引かせるなど、減速措置を十分にとらなかった。

《事件の経緯》 ①A船は、出船右舷付けの予定であった。 ②水先人は、15時ごろ、予定バースの約1,700メートル北に設置された風向風速計が14メートルの北風を観測したことを知っていたが、台風通過後の吹き返しのピークで、A船を着岸させる頃には強風が収まって無難に着岸できると考えた。 ③左舷船首及び左舷船尾にタグボートを各1隻配置していた。 ④右舵一杯としていたが、船首が風に切り上がり、更に舵効を得ようとして一旦全速力前進としたのち停止し、左舷船首のタグボートで右方に押させたものの、切り上がりを止めることができなかった。

